

# 平成27年度 筑波大学法曹学修生募集要項

この制度は、本学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了後に司法試験受験のための学習環境を提供するものであり、本学東京キャンパス文京校舎の以下の施設を利用することが可能です。

- ・法曹自習室
- ・講義室およびゼミ室（自主ゼミに利用する場合のみ）
- ・大塚図書館
- ・全学計算機用東京サテライト
- ・学生用ロッカー（受入れが多数となった場合は使用できないことがあります）

なお、授業科目の履修はできませんので、履修を希望する場合は科目等履修生に出願してください。

受入については、修了年度が直近の方から優先します。

申請者が多数の場合は、抽選を行う場合があります。

## 1. 出願資格

法曹学修生として受入れできる者は、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了見込みの者
- (2) 筑波大学ビジネス科学研究科法曹専攻（法科大学院）を修了した日後の最初の4月1日から5年を経過していない者

## 2. 受入期間

法曹学修生としての受入期間は前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）のそれぞれ6か月単位で、本学法科大学院を修了した日後の最初の4月1日から5年の範囲で延長することができます（半期毎に申請が必要）。ただし、第1学期末修了者及び第2学期末修了者が引き続き法曹学修生となる場合の最初の受入期間は、第1学期末修了者は8月1日から9月30日までの2か月、第2学期末修了者は12月1日から翌年3月31日までの4か月となります。

## 3. 出願書類

- (1) 筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書（本学所定用紙） 1通
- (2) 写真 1枚（出願前3か月以内に撮影した無帽上半身正面のもの〔縦3cm×横2.4cm〕）
- (3) 返信用封筒（長形3号〔住所・氏名を記入、切手不要〕）

※ (2)については、法曹学修生としての受入れ期間を延長する場合は不要です。

## 4. 出願期間

前期 平成27年 3月 7日（土）から平成27年 3月14日（土）まで

後期 平成27年 9月 5日（土）から平成27年 9月12日（土）まで

（持参する場合は上記期間中の日曜日を除く）

※ 法曹学修生の受入れは6か月単位になりますので、前期に在籍していた者が、引き続き後期も在籍するためには後期の出願期間中に延長手続きをしてください。

また、平成27年度第1学期末修了者及び第2学期末修了者の出願期間については別途お知らせします。

#### 5. 出願場所及び受付時間

筑波大学東京キャンパス文京校舎 社会人大学院等支援室法科大学院担当

(〒112-0012 東京都文京区大塚3-29-1)

10時～18時30分

出願書類を取り揃え、出願期間中に上記出願場所に持参するか、郵送してください。

なお、郵送の際は、出願期間中に必ず届くようにしてください。

#### 6. 出願後の手続きについて

前期は平成27年3月末、後期は同9月下旬ごろに、受入れの可否について郵便でお知らせします。併せて受入れ手続き案内を郵送します。

#### 7. 諸費用

受入れが許可された者は、以下の費用がかかりますので、受入れ手続き案内で定められた期間内に本学所定の払い込み用紙により金融機関等の窓口で払い込んでください（期間内に払い込みが行われない場合、受入れができなくなりますので注意してください。）。

① 学修料 前期（4/1～9/30 6か月分） 13,980円

後期（10/1～3/31 6か月分） 13,980円

② 身分証明書発行費 860円（当初受入れ時）

※ 現在、本学法科大学院に在籍中の学生については、法科大学院修了後に実施される最初の司法試験（受験の有無は関係しない）の合格発表が行われる9月まで、学修料は無償となります。

#### 8. その他

- ・法曹学修生には、学生割引証及び通学証明書は発行されません。
- ・出願、受入れ手続きにあたって取得した個人情報、受入れに関する業務、学籍管理及び本人との連絡業務に使用します。
- ・出願に関し不明な点がある場合は、以下にE-Mailにて照会してください。

筑波大学社会人大学院等支援室法科大学院担当

E-Mail: jimulawschool.tsukuba.ac.jp